

郵送による転出届について

下記の書類を同封し、届け出てください。

①『転出証明書の交付請求書』

必要事項をみれなく記入してください。

※日中の連絡先電話番号も必ず記入してください。

② 本人確認書類の写し(有効期間内のもの)

・1点でよいもの(官公署発行の顔写真付きのもの)

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(ただし交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る)、旅券、在留カード等(16歳以上)、身体障害者手帳、療育手帳等

・2点必要なもの

健康保険資格確認書、年金手帳、介護保険証、生活保護受給証明書、社員証・学生証等

③ 返信用封筒及び切手

返送先の郵便番号、住所、氏名を記入し、料金分の切手を貼付してください。

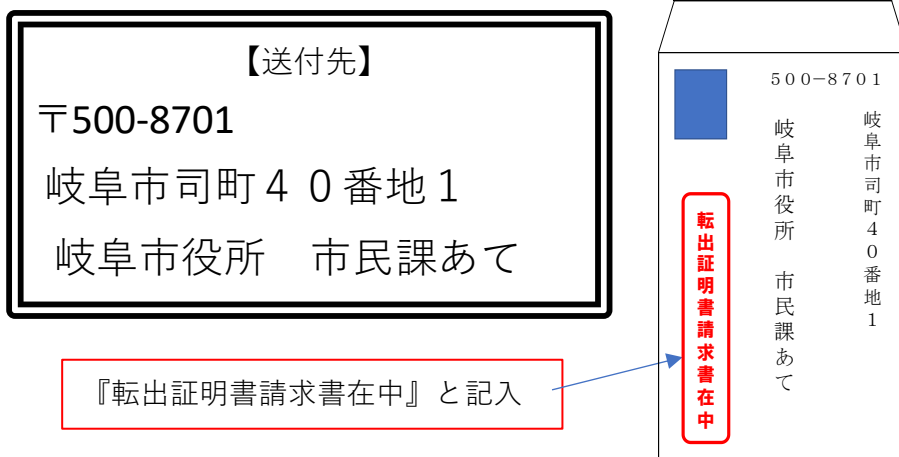
原則、住民票の住所地、または新住所地以外へはお送りできません。

お急ぎの場合は速達料金分の切手を貼付してください。

※マイナンバーカードによる特例転出を希望される場合は不要です。

④ 岐阜市発行の国民健康保険資格確認書

岐阜市の国民健康保険に加入している方は、国民健康保険資格確認書の原本を同封してください。



- ・ 郵送の場合、配達日数と事務処理日数が必要となります。必ず日にちに余裕をもって請求してください。
- ・ 新住所に住み始めた日から14日以内に新住所地で転入手続きをしてください。
- ・ マイナンバーカードをお持ちの場合、新住所に住み始めた日から14日を経過する、または転出予定日から30日を経過するとカードが失効しますのでご注意ください。その場合、新住所地にて転入手続きができないことがありますので、その際は再度転出証明書(紙)を請求してください。手続き方法は同じですが、備考欄にその旨を記入してください。
- ・ 記載内容について確認のご連絡をする場合がございます。日中連絡のつきやすい電話番号を必ず記入してください。
- ・ 代理人による転出届の場合、代理人の本人確認書類と委任状も必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。



500-8701

岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 市民課あて

転出証明書請求書在中